

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の概要

1 基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であるという前提。
- 地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要。
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要。

2 防災対応の流れ

	半割れケース※ ¹	一部割れケース※ ²	ゆっくりすべりケース※ ³
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		（「ゆっくりすべり」の検討が必要と認められた場合） 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始
発生約30分後	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表		
最短2時間程度	「同（巨大地震警戒）」 「関連解説情報」： 巨大地震警戒対応 ・備えの再確認等 ・津波からの避難	「同（巨大地震注意）」 「関連解説情報」： 巨大地震注意対応 ・備えの再確認等	「同（巨大地震注意）」 「関連解説情報」： 巨大地震注意対応 ・備えの再確認等
1週間	「関連解説情報」： 巨大地震注意対応 ・備えの再確認等	「関連解説情報」： （防災対応の解除） ・注意しながら通常の生活を送る	「関連解説情報」： （防災対応の解除） ・注意しながら通常の生活を送る
2週間	「関連解説情報」： （防災対応の解除） ・注意しながら通常の生活を送る		
「すべりが収まった」と評価されるまで			
大規模地震の発生まで			「関連解説情報」： （防災対応の解除） ・注意しながら通常の生活を送る

※1 半割れケース：想定震源域内で大規模地震(M8.0以上)が発生し、残りの領域内で大規模地震発生の可能性が高まったと評価された場合

※2 一部割れケース：南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震(M7.0以上8.0未満)が発生した場合

※3 ゆっくりすべりケース：通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

(1) 住民への防災対応

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

例) 避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具の固定の確認、非常持出品の確認 など

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な防災行動をとる。

例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常持出品等)、危険なとこにできるだけ近づかない など

○「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」の場合は、さらに次の防災対応をとる。

・土砂災害に対する防災対応

個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討する。また器具の使用控え等によって火災の発生を防止する。

※津波からの避難に関する部分は除く。

(2) 企業等への防災対応

南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

○日頃からの地震への備えの再確認を行う。

例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認

○個々の状況に応じた適切な防災対応をとる。

例) 荷物の平積み措置、燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的な重要データのバックアップ、速やかに作業中断するための準備 など

○その他

・南海トラフ地震臨時情報の内容等について、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

・各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。